

平成24年 第2回定例会(5月分)報告

第2回定例会(5月分)に提出された案件は、下記のとおり決定しました。

日 程 5 月 28 日

契 約 1 件

・動産の買入れについて

原案可決

消防小型ポンプ付積載車購入(西嘉班、大里班、森上班)

人 事 1 件

・監査委員の選任につき同意を求めることについて

同 意

井上 克美氏 任期：平成24年6月25日～4年間

平成24年 第3回定例会(7月分) 報告

第3回定例会(7月分)に提出された案件は、下記のとおり決定しました。

日 程 7 月 3 日

補正予算 1 件

・平成24年度能勢町一般会計補正予算(第3号)

原案可決

火葬場用地借上に伴う債務負担行為※

※予算は単一年度で完結するのが原則ですが、例外として将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを「債務負担行為」と言います。

さくら回廊事業住民訴訟に係る弁護士費用成功報酬

第三回定例会(七月分) 平成24年度一般会計補正予算について

反対討論

八木 修

原告は私だがこの裁判は、1500万円、1500万円のサクラを府立野外活動センターに植樹する事業だったが、大阪府が承諾したにもかかわらず急遽場所が歌垣山に変更され、計画性のない事業を行ったため1350本(約9割)のサクラが枯れてしまったいい加減な事業だったので、住民監査請求がなされ、監査結果を不服として訴訟になった。住民監査請求は財務行為が1年を経過すると請求できないことになっているが、特段の理由があれば可能であった。原告は半年前に町が主張していた、ほとんど枯れていないということ、翌年の開花を確認して監査請求した。判決はその点が考慮されず原告が敗訴したが、事業自体の大失敗を行政は反省せず、また議会も問題視してこなかったことは反省すべきだ。

賛成討論

美谷 芳昭

今回の補正予算中、「30年間の火葬場施設用地借上料の債務負担行為」は、責任ある自治体として火葬場は必要であり、これは特に問題無いと思われる。

次に、「弁護士委託料123万の予算」は、住民訴訟の勝訴による成功報酬で当然支払わなければならないが、これについては異論を唱えたい。

請求期間を過ぎた住民監査請求で、却下されたのにも関わらず、それを不服として住民訴訟に持ち込まれたのは、幾ら権利とは言え無理があり、原告が議員故にもっと熟慮すべきでなかったか。

そのため、住民の血税から、弁護士総費用184万円も使われたのは納得し難く、本来議員は、税金の無駄遣いを監視する役目もあるはずであり、今後は慎重な行動をとってもらいたい。

以上の理由により、本補正予算は、不本意ながら賛成とする。